

Beyond

ASAHI
Research Institute

2021. 6 vol.06

AI の不思議

あさひ総研

事業を切り出す会社分割

法人版事業承継税制について②

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

月次支援金

非営利団体向けの支援プログラム

内部統制は経営者の仕事

あさひ通信

第 191 回 新入社員研修

INFORMATION

CONTENTS

AI の不思議

あさひ総研

- 01 ・事業承継
事業を切り出す会社分割
- 02 ・相続
法人版事業承継税制について②
- 03 ・税制
適格請求書等保存方式（インボイス制度）
- 04 ・助成金
月次支援金
- 05 ・社会福祉法人
非営利団体向けの支援プログラム

内部統制は経営者の仕事

あさひ通信 第 191 回 新入社員研修

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX 化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AI やロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

クリティカルなミッションへの AI の進化



AI の不思議

統括代表社員 田牧 大祐

「ミスを犯すのは人間です」。映画「2001年宇宙の旅」^{※1}の人工知能を搭載した宇宙船管理コンピューター HAL9000（以下、HAL）と宇宙飛行士デイクとのやりとりでの HAL の言葉だ。

宇宙飛行士と HAL との会話は、機知に富んでいて興味深いのであるが、そのやりとりは次第に、張り詰めた緊張感あるものとなる。この緊張感は HAL の、あたかも人の心を覗くかのような言葉、コントロールしようとするかのようなやりとりから感じられる。HAL の言葉は時に不気味だ。この不気味さは何か。あるシーンで、デイクが「HAL に本物の感情があるか」と聞かれるくだりがあるが、デイクの回答は「実際にあるかどうか、誰にも真実は分かりません」であった。不気味さの根源は、人とは違った思考、わからない点に思える。

AIの世界には『黒魔術』という言葉がある。ディープラーニングの結果、AIが導いた回答、その効果がなぜ出るのか、魔女の黒魔術のごとく、行為と結果について論理的に説明できない技術の総称として語られる。

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所^{※2}でも2つの AI-OCR サービスを展開している。手書き文字に対応したサービスと任意の表形式データを認識するサービスであるが、これらのサービスもどの程度文字認識精度が出るかは、実走させてみないとわからないというのが実情だ。サンプル資料でやってみて、思ったより読めないことや、逆に高い精度で読めて驚くこともある。もちろん、ディープラーニングにより、AI での識字率は回数を増やすごと

に向上していき、学習成果があることは実感としてある。識字率は、学習すればするほどあがっていくのは間違いない。しかし、時に以前は認識できた同じ電子書類の同じ文字が認識できないという事態も起き、不思議に思うことがある。

黒魔術はリスクでもある。パンダの画像に人に識別できないほどのノイズを載せると、人には依然パンダのままだが、ディープラーニング型 AI は別の動物（テナガザル、雄羊）と識別したという話は有名であり、これはノイズの敵対的利用に対する警鐘でもあるが、その防御方法は確立されていない。

現在、ディープラーニング型 AI のホワイトボックス化（根拠の見える化）が進められている。AI は、人が間違わないようなミスを時に起こすことがある。ホワイトボックス化で黒魔術が解明出来れば、よりクリティカルな利用の段階に変わるであろう。

人もミスをする。AI もミスをする。主役は人であり、人も AI も大きなミスを起こさないことが重要だ。機械学習型 AI、自己成長型 AI、ホワイトボックス化、AI の進化は止まらない。

※1 スタンリー・キューブリック監督 1968年製作
宇宙船ディスカバリー号での木星探査への旅を描く SF 作品

※2 中小企業向け RPA 導入支援、DX 化支援を行っている。
Microsoft partner 企業であり、Microsoft 365、Power Automate 等
販売代理店。AI-OCR サービス AISpect（月額 5 千円）に加え、
株式会社 Cogent Labs 及び Microsoft 社との業務提携による
手書き資料に対応した AI-OCR サービスも展開している。

事業承継



事業を切り出す会社分割

会社の事業を部分的に切り出し、他の会社へ移動させる方法には事業譲渡がありますが、このほかに会社分割という手法があります。今回は、会社分割について解説したいと思います。

会社分割とは、分割した事業に係る権利義務を他の会社に「包括的に承継」させることをいいます(会社法2条29)。この包括的な承継では、事業譲渡のように契約や権利義務の相手方に個別で合意を得ることなく、事業に関わる権利義務を別会社へ移転させることができます。ただし会社分割を実行するには会社法等に添った法務手続きを完了させる必要があります。

<活用場面>

会社分割は下記のような様々な場面で使われます。

- ・ 事業の一部のみを M&A したい
- ・ 特定の事業にのみ出資を集めるため、事業を別会社化したい
- ・ ホールディングスを作りたい
- ・ 部門採算を明らかにしたいため別会社化したい
- ・ 経営者育成や事業承継目的でグループ内に新たに別会社を作りたい

<会社分割のタイプ>

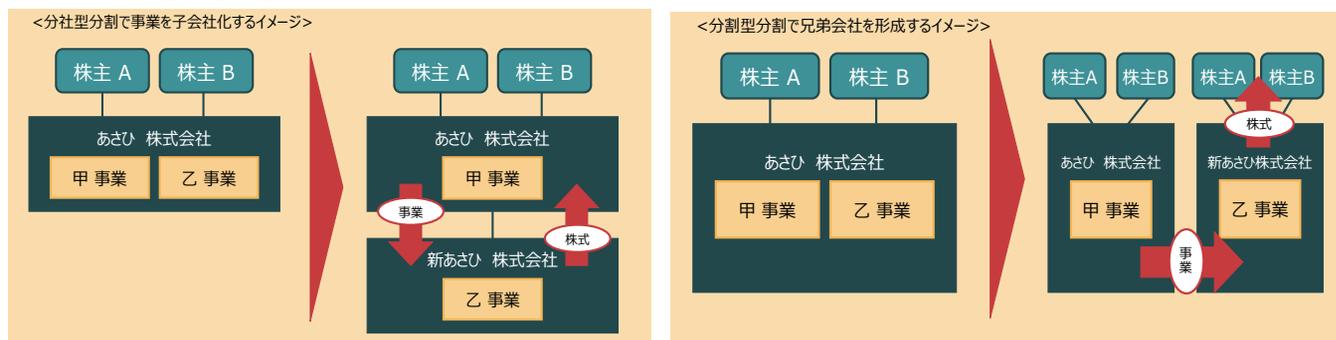
会社分割には様々なタイプがあり、どのような会社分割を行うのかによって、その効果や、分割を行うための法務手続、会計税務処理が変わります。

○分社型分割と分割型分割

分社型分割では、分割会社が分割事業の対価として承継会社の株式を受け取ります。

分割型分割では、分割会社の株主が分割事業の対価である承継会社の株式を受け取ります。

※下記の図はそれぞれ、その一例です。



○吸収分割、新設分割

既存の会社に事業を承継させるのが吸収分割です。分割事業を、分割と同時に新設した新規設立会社に承継させるのが新設分割です。

○税制適格会社分割、非適格会社分割

税制適格要件を満たすか満たさないかで会社分割の税務処理が変わります。例えば非適格会社分割では、承継される資産負債が時価により譲渡されたものとして取り扱われます。



山形事務所
特別経営支援部
公認会計士・税理士 広川 諭

2010年 新日本有限責任監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人) 入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017年 税理士法人あさひ会計に入所後はM&A支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談(組織再編、グループ法人税制)を担当。

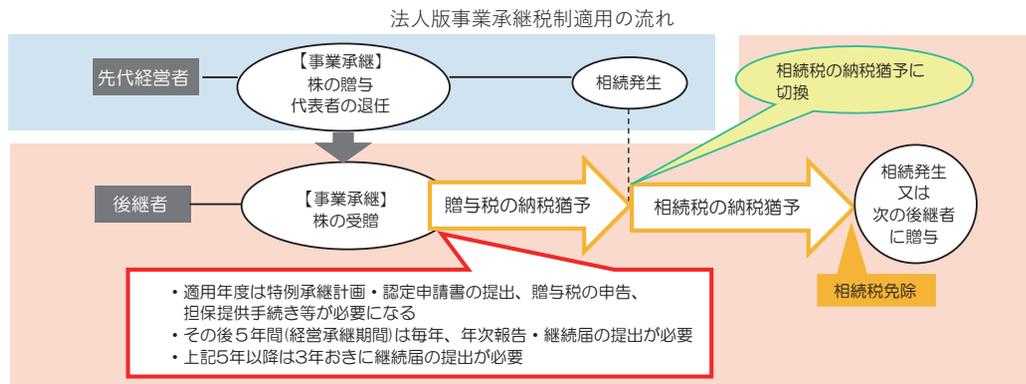
相 続



法人版事業承継税制について②

前回の記事では法人版事業承継税制の概要と申請期限について触れました。

今回は適用する際の流れと要件について説明します。まず、法人版事業承継税制適用の主な流れは下記の図となります。



先代経営者から後継者に自社株式を贈与した場合、この税制を適用すれば贈与税が猶予されます。その後、先代経営者が亡くなった場合は相続税の納税猶予に切り替える申請をすればそのまま納税猶予が継続できます。さらにその後、後継者が亡くなった場合には猶予されてきた先代経営者の相続税は免除されますが、後継者自身の自社株式に対する相続税が新たに発生するため、次世代の後継者が再度事業承継税制を適用するかを選択することになります。なお、図では例示していませんが、後継者が次世代後継者に自社株式を贈与により渡す場合も同様に先代経営者の相続税は免除され、後継者から次世代後継者への贈与税に対して事業承継税制を適用するかを選択することになります。

また、この税制の適用手続の流れは上図赤枠の通りですが、特に煩雑なものとして、贈与税の納税猶予適用後5年間は毎年度道府県に年次報告書の提出及び税務署に継続届出書の提出が必要になり、その後は3年おきに税務署に継続届出書の提出が必要になるといった点があります。提出を一度でも失念すると猶予が取り消されるリスクがあるため注意が必要です。

次に、法人版事業承継税制を適用するための主な要件は下図になります。

法人版事業承継税制の適用要件

会社の要件	事業継続要件
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業に該当する 非上場企業である 常時使用従業員の数が1人以上である 資産管理会社、風俗営業会社に該当しない 前期の営業売上が発生している 黄金株を発行していない 特定特別関係会社が中小企業に該当する 	<ul style="list-style-type: none"> 非上場株式を譲渡等しないこと 後継者が代表権を有していること 基準日の雇用の平均が相続時の8割を下回らないこと。 ※下回ったとしても、認定経営革新等支援機関の意見を記載した書類を提出すれば要件は満たされる。 資産管理会社に該当しないこと 先代が代表権を有することとならないこと
後継者の要件	先代経営者の要件
<ul style="list-style-type: none"> 会社の代表権を有している 20歳以上である 後継者とその特別関係者が50%超の議決権を有している 議決権の10%以上を有する 役員経験が3年以上経過している 同族関係者のうち筆頭株主後継者が2,3名以上の場合には、上位2位3位である 	<ul style="list-style-type: none"> 過去に代表権を有していた 贈与時において代表権を有していない 贈与前に先代(筆頭株主)とその特別関係者が50%超の議決権を有している
	その他手続き等要件
	<ul style="list-style-type: none"> 税務署へ事業承継税制の「継続適用届出書」 経済産業大臣へ所定の事項の「年次報告書」

特に贈与による事業承継税制適用の場合、後継者は贈与の直前において3年以上役員である必要があるため、綿密な計画が必要になります。この税制を適用予定のある方は、会社や先代経営者・後継者の要件が全て該当するか確認し、要件を満たすようにスケジュールを組みましょう。

山形事務所
相続サポートセンター マネージャー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の経理を経て、あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。



税制



適格請求書等保存方式（インボイス制度）

消費税は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円超の法人・個人事業主が課税事業者となり、最終的に消費者が負担した消費税を各事業者が国へ納付するといった仕組みとなっています（免税事業者・簡易課税制度を選択している事業者は除きます（表1））。

(表1)

※基準期間における課税売上高	消費税納税義務
1,000万円以下	無 = 免税事業者（届出提出で納税義務有）
1,000万円超5,000万円以下	有（原則課税もしくは簡易課税制度との選択可）
5,000万円超	有（原則課税）

※原則2事業年度前（2年前）

表2上図の通り、課税事業者は売り上げた際に預かった消費税額と仕入等の際に支払った消費税額（以下、仕入税額控除）を集計し、預かった消費税が多いと納付、支払った消費税が多いと還付となります。しかし、最終的に消費者へ製品・商品がわたる前に免税事業者との取引が入ると、免税事業者は消費税の納税義務がありませんから、消費者が負担した消費税額と各事業者が納付する消費税額が一致しません（表2下図）。これを”益税”といい、免税事業者の利益となります。インボイス制度は、複数税率によって煩雑となった消費税率、消費税額を明確にし適正な納税を図るため、不正をなくすため、免税事業者最大のメリットともいえる“益税”の発生を抑えるために導入される制度となります。

(表2)

A社（課税事業者）	B社（課税事業者）	C社（課税事業者）	消費者
売上 70,000 消費税① 7,000 納付税額A ① = 7,000	売上 100,000 消費税② 10,000 仕入 70,000 消費税① 7,000 納付税額B ② - ① = 3,000	売上 120,000 消費税③ 12,000 仕入 100,000 消費税② 10,000 納付税額C ③ - ② = 2,000	支払総額 132,000 消費者が負担した消費税 12,000 A+B+Cの合計額 12,000
売上 70,000 消費税① 7,000 納付税額A ① = 7,000	売上 100,000 消費税② 10,000 仕入 70,000 消費税① 7,000 免税のため 納付税額なし ② - ① = 3,000 利益（益税）	売上 120,000 消費税③ 12,000 仕入 100,000 消費税② 10,000 納付税額C ③ - ② = 2,000	支払総額 132,000 消費者が負担した消費税 12,000 A+Cの額 9,000

※消費税率10%を想定しています

(表3)

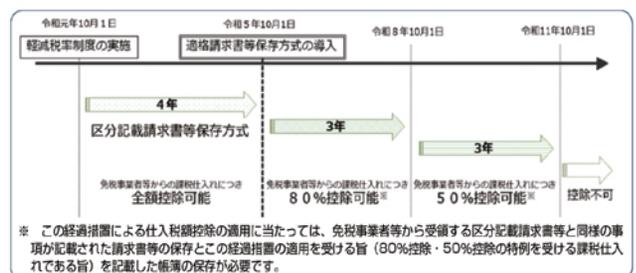
A社（適格請求書発行事業者）	B社（免税事業者）	C社（適格請求書発行事業者）
売上 70,000 消費税① 7,000 納付税額A ① = 7,000	売上 100,000 消費税② 10,000 仕入 70,000 消費税① 7,000 免税のため 納付税額なし ② - ① = 3,000 利益（益税）	売上 120,000 消費税③ 12,000 仕入 100,000 消費税② 10,000 納付税額C ③ - ② = 2,000 ※消費税②はB社が適格請求書発行事業者でないため控除不可

※消費税率10%を想定しています

仕入税額控除が出来ないため
消費税負担増加

また、インボイス発行事業者は消費税課税事業者しかなることが出来ません。インボイスには今までの請求書等に追加で、“適用税率”及び“各消費税率の消費税額等”、“登録番号”の記載が必要となります。登録番号については、国税庁へ申請書を提出して交付を受けることになります。その登録申請が令和3年10月1日から受付開始予定となっています。免税事業者との取引の場合、経過措置が設けられており、すぐに仕入税額控除が出来なくなるわけではありません（表4）。

(表4)



国税庁：適格請求書等保存方式の概要

しかし、令和11年10月1日から仕入税額控除が完全に出て来なくなるため、免税事業者は課税事業者の届出を提出してかつインボイス発行事業者の登録申請書の提出を行うか検討する必要があります。

この制度は、令和5年10月1日より導入されます。制度導入後、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入は、原則として仕入税額控除が出来なくなります。つまり、インボイスをもらえないと納める消費税額が制度導入前と比べて多くなります。（表3）

山形事務所
審査部
早坂 賢人



審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。

助成金



緊急事態宣言やまん延防止措置で影響の中小企業を支援する「月次支援金」 -4月・5月・6月の売上が50%以上減少している中小事業者への支援-

月次支援金は、2021年4月以降の「緊急事態措置」「まん延防止等重点措置」に伴う「飲食店の休業や時短営業」、「外出自粛」等の影響で、月間売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主が対象の制度です。

【支援対象】

中小企業者で、次の条件を満たす事業者が対象です。

- 2021年4月以降の「緊急事態措置」または「まん延防止等重点措置」に伴う、飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の影響を受けていること。
- この影響を受けて、2021年4月、5月、6月の月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されている地域以外でも、上記の要件を満たせば対象となります。また、休業・時短営業や外出自粛の影響を直接受けている事業者と取引があり、間接的に影響を受けている事業者も対象です。

なお、地方公共団体から休業・時短営業要請に伴う「協力金」を受給した事業者は対象外となっています。

【支援額】

中小企業は上限20万円(1ヶ月あたり)、個人事業主は上限10万円(1ヶ月あたり)です。

【申請手続き】

- ホームページからアカウントの申請(6月中旬に開設予定)
- 登録確認機関での事前確認(あさひ会計は登録機関です)
- 月次支援金ホームページからマイページにアクセスし、必要書類を添付のうえ申請

【申請スケジュール】

4月・5月分の売上に対する申請は6月中下旬から8月中下旬まで、6月分の申請は7月1日から8月末までの予定となっています。原則、対象月の翌月から2ヶ月間が申請期間です。

この内容は、2021年5月25日の情報をもとにしています。給付規程及び申請要領は6月上旬に公表されます。

経済産業省 中小企業庁

中小法人・個人事業者のための 月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等 → 上限 **20万円/月** **個人事業者等** → 上限 **10万円/月** を支給します。

給付額 → 2019年または2020年の基準月^{※1}の売上 - 2021年の対象月^{※2}の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。
 ※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という)が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同じ月と、売上が50%以上減少した2021年の月。

一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ

はじめて申請される方は裏面をご確認ください

2回目以降の申請手続きが簡単(2STEPのみ)になります。

STEP1 マイページから、必要情報を入力

STEP2 2021年の対象月の売上台帳^{※3}を添付

事前確認が不要!
その他書類が不要!

※3 一時支援金を受給していても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

- ① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う
飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること^{※3}
- ② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

※3 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う影響を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と店舗・開業の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による業務からの影響を受けている事業者が対象です。

飲食店(休業・時短営業)の対象店舗

1 飲食店(休業・時短営業)の対象店舗

2 飲食店(休業・時短営業)の対象店舗

外出自粛等の影響を受けた事業者

3 飲食店(休業・時短営業)の対象店舗

4 飲食店(休業・時短営業)の対象店舗

飲食店(休業・時短営業)の対象店舗

5 飲食店(休業・時短営業)の対象店舗

6 飲食店(休業・時短営業)の対象店舗

※ 上記の事業者に対して、商品・サービスを提供する事業者

申請期間

申請期間

4月分/5月分：2021年6月中下旬～8月中下旬

6月分：2021年7月1日～8月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願いします。

0120-211-240

IP電話専用回線 03-6629-0479

受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

ホームページ

月次支援金 検索

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

QRコード



仙台事務所
守 基一

主に事業会社及び社会福祉法人を担当。
DX推進室メンバーとして、社内の業務改善も担当している。



非営利団体向けの支援プログラム

先月号では財務分析のうち収益性について説明しました。今月号ではその続きをと思いましたが、クライアントから「非営利団体向けの支援プログラム」についての情報を入手したので、今回はそちらについてご紹介します。

◆ 非営利団体向けの支援プログラム

先日、私が担当しているクライアントから Microsoft の Office 365 の寄贈版を申し込んだところ、2,000 アカウント登録することができたという話がありました。こうした「非営利団体向けの支援プログラム」は Microsoft だけでなく、Google や Adobe など各社から提供されており、営利企業が使う場合にはコストがかかるツールや広告でも、非営利団体なら無償あるいは特別価格で提供を受けることが可能です。こちらでは全てを紹介することは難しいので、Microsoft 及び Google について紹介します。

1. Microsoft の Office 365 for Nonprofits

Microsoft が提供する Office 365 非営利団体向けプログラムで、Office365 を無償または安価で利用することができます（【資料①】参照）。寄贈版は機能が限定されておりアプリケーションの利用はできませんが、メール、クラウドベースのファイルストレージと共有（1 TB/人）、Teamsを利用して Web 会議やチャットの利用等が可能です。アプリケーションでのエクセルやワード等の利用は有償版になります（ウェブ版とモバイル版は無償で利用可能です）。

2. Google for Nonprofits

Google が提供する Gmail、Google カレンダー、Google 広告などのサービスを一部無料で提供する、非営利団体向け支援プログラムです（【資料②】参照）。「YouTube 非営利プログラム」を活用すれば、法人の活動内容を紹介することができます。また、Ad Grants プログラムというオンライン広告を活用することで、助成される広告クレジット（@10,000 ドル / 月）を使って法人の活動内容や取り組みについて紹介することができます（ただし、Ad Grants プログラムの助成には要件があるので確認が必要です）。

3. 活用方法

上記支援プログラムを導入すれば、発想次第で活用方法は無限大に広がります。例えば、Microsoft Teamsのグループチャット機能で理事長からのメッセージや法人全体の情報共有を迅速に行ったり、チーム（ユニットや部門）単位で資料や伝達事項を共有したりすることができます。今までUSBを使用してデータのやり取りをしていた場合、クラウド上に資料を保管することで、共有した情報を複数の人が同時併行で作業することが可能になります。その際も閲覧権限や編集権限を個別に付与したりパスワードをつけたりすることでセキュリティ面でも強化することが可能です。物理的なファイルサーバやメールサーバの保守管理や更新作業が必要なくなる可能性もあります。

MicrosoftもGoogleもいずれも無償で法人アカウントを取得できるので、職員ごとにアカウントやメールアドレスを付与することが可能です。弊社3月号で紹介した安否確認テンプレートの無償提供については、「Microsoftのライセンスの所有」という要件がありましたが、それも利用可能になります（3月号8頁参照）。3月や5月には大きな地震がありました。通所系や訪問系のスタッフやケアマネジャーは施設内にいないことも多いと思います。そういう職員や利用者の安否を確認できるツールなのでぜひ活用を検討してみてください。社会福祉法人は非営利法人ですので、要件に該当すればいずれも申し込み可能です。その際は直接でも可能ですし、導入からセットアップまでをサポートしている団体もあります（【資料③】参照）。先述のクライアントでも提携先パートナー経由で申し込んだとのことでした。

もし非営利団体向けの支援プログラムを活用していない法人がありましたら、本稿を契機にまずはホームページを閲覧してみてください。導入することで、生産性が大きく向上すると思います。

【資料①】 Microsoft の Office 365 for Nonprofits



<https://www.microsoft.com/ja-jp/microsoft-365/nonprofit/office-365-nonprofit-plans-and-pricing?activetab=tab.primaryv2>

※大規模法人（300名以上での利用）のケース

【資料②】 Google for Nonprofits の紹介サイトより



<https://www.google.com/intl/ja/nonprofits/>

【資料③】 Microsoft のサイトより提携先パートナー



<https://www.microsoft.com/ja-jp/nonprofits/microsoft-365>

山形事務所 地方創生支援1部
公認会計士・税理士 葛西裕之



内部統制は経営者の仕事

統括代表社員 田牧 大祐

顧問先の会計業務を見るなかで、時に顧問先で従業員の横領事件が発生することがある。気づいた時には小さくない金額になっている。

実際に遭遇した事例としては、赤伝票を作成し売上金を抜く、請求書を偽造して自己口座に振り込む、売掛金回収時に領収書を偽造し会社に一部しか入れないなどがある。

いずれも、証憑書類作成者と入出金取引の実行者が同一であることからできる事である。これまで顧問先の社内横領事件で、二人で相談して実行したという事例はない。

以前、ある自治体で指定管理者や外郭団体の公金管理について話す機会があり、自治体関連の横領事件をまとめたことがある。それらのニュースにある事例に共通するキーワードは「出納事務を一人に任せていた」であった。通帳、印鑑の保管と証憑書類の取りまとめ、出納帳を作成するという出納事務者が同一であり、上長のチェックはなく、任せられていたということである。

横領を防止するためには、事前の相互牽制といった予防手続と事後的にチェックをする発見手続があるが、発見手続を周知することで、それが予防効果にもつながる。

事前のチェックと承認、事後のチェックに、毎回でなくとも時に現物確認を行うことは重要である。長期に担当者を固定せずローテーションを行う事も有用である。

最初から横領するつもりで働いている従業員はいない。

魔が差すという言葉があてはまる。資金が足りない事態と手元に自分しか管理していない現預金があるという状態が同時におきる。

最初は少額である。そして、最初は返金している(場合が多い)。これは最初から横領するつもりはなく、一時の借用のつもりである。しかし、その金額は増加していく。最初の少額の横領時にニュースで自身の実名が出ることを想定しているものはいないであろう。

そして自分では止められない。気づいたときには、金額も大きく、個人では返せない金額になる。家族、親族から借りて返済ということになる。返済できず刑事事件となるケースもある。取引先を巻き込んでしまうこともある。

横領防止策は、会社の財産保全はもちろんであるが、社内に犯罪者をつくらない体制作りといえる。

1人でできる業務でも、あえてそこにひと手間、別人の作業やチェックを入れる。職務分掌、相互牽制の仕組み、いわゆる内部統制が、従業員に魔が差す隙を与えない。

不幸な人を作らない体制づくりは経営者の仕事といえる。



新入社員教育

公認会計士・税理士 柴田 健一



あさひ会計の今年度の新入社員は6名だが、3月決算が通常月の約6倍と1年中の決算の約36%が3月に集中する為、会計事務所にとって4月、5月は超繁忙期であり、新人に構っている時間がないのが現実だ。そこで、新入社員の入社時研修は一番暇そうな柴田先生にお願いしようと、新入社員の入社時研修のお鉢がまわってきた。

入社早々の新人研修は『税理士事務所に入って3年以内に読む本』（税理士 高山弥生 著）をテキストにして、章を読み進める都度、新人に感想文と質問を書いてもらい、私が章ごとの講評をするのだが、その中に次のような新人の感想文があった。

「会計事務所の責任の重さを認識しました。小さな不明点も放置せず、ごまかさず、自ら調べてそれでも判らないことは先輩に確認し、丁寧な仕事を心掛けたいと思いました。」（新人）

なんと素直で、誠実で、謙虚なのだろうと嬉しくなってしまうのだが、私は、純粋な新人の気持ちに水を差すような現実的な講評を書いた。

「その姿勢は大変結構なのですが、もし、チョットでも間違いがあってはいけないと考えているとしたら、それは問題です。もし私達が絶対に間違いを見過ごしてはいけないと考えるとしたら、チェックに会社の経理の人達が費やしたと同じ時間をかける必要があります、今の報酬ではとてもやれないことになります。」（柴田）

つまり、仕事には「達成水準」というものがあり、例えば、「年差1秒」の時計を作るのか、「月差1秒」の時計を作るのかで、その仕事に取組む体制や技術、時間等が全く異なってしまう。仕事の前に、今作ろうとしているのは「年差1秒」の時計なのか、「月差1秒」の時計なのかの達成水準を明確にしなければ過不足ない仕事はできない。

会計事務所の仕事は、会社の方が行った経理業務に「重要な間違い」が無いことを確かめることであり、経営者が経営判断を誤ったり、金融機関が融資判断を

誤ったり、税務調査で重加算になるような「重要な誤謬」が無いことを保証することなのだ。あさひ会計では「重要性の判断基準」を設けており、原則として過去2事業年度の経常利益額の平均値の0.25%（1万円未満の場合は1万円）以下の取引はチェックを省略しても良いこととしている。事実、税務調査でもそんな小さな金額の取引が見られることは滅多にない。

新人の感想は続く。

「お客様に貢献する責任だけではなく、適正な申告納税を行うことにより国全体に対する社会的責任も負っていると考えます。お客様の立場に寄り添って最適解を必死で考えるというミクロな視点と、国の中での役割を考えるマクロの視点の両方を今後の業務の中で培っていきます。」（新人）

なんと真面目なのだ。そして、なんと健気な若者なのだ。それでも私は綺麗ごとではない現実論をぶつけるのだった。

「確かに税理士法第1条には、“税理士は…納税義務の適正な実現を図ることを使命とする”と書かれています。とって、税務署側の主張を全て飲みと言っているわけではありません。変化の激しい複雑な世の中において、すべての事象を法律で規定できているのではなく、必ずグレーな部分が存在しているというのが現実です。そして、税務署側の主張が必ずしも正しいとは限らないということです。そのような時私たちは当然、納税者側に立って税務署側と対峙することになります。脱税に加担することはありませんが、見解が相違する場合は納税者側に立って税務署側に挑むべきだと私は思っています。これも“適正な申告納税”なのです。勿論、こちら側の見解が間違っていた場合は納得し素直に修正に応じます。」（柴田）

新人と意見を交わすと真っすぐな初々しさを感じる。経営者の方々には経験もスキルも知識もかなわないのだから、必死な努力でカバーするしかないのだ。愚直に育ってほしいと思う。

SEMINAR

会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』

共催/日本M&Aセンター

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

参加費：無料

◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制

【山形】6月11日(金)

① 9:00 ② 10:30 ③ 13:00 ④ 14:30 ⑤ 16:00

【仙台】6月14日(月)

① 9:00 ② 10:30 ③ 13:00 ④ 14:30 ⑤ 16:00



お申し込みHP

※Zoom 利用した WEB 形式の面談も可能です。

『経営者のための DX セミナー』

DX の取組が企業競争力に圧倒的な差をつけます。RPA や AI など、最新のテクノロジーを活用することで、会計業務などの間接業務の変化、様々な業界ごとの RPA 導入の実例を紹介します。RPA の活用で、圧倒的な生産性向上が実現できます。

参加費：お一人様 ¥3,000

◎紹介ツール：Microsoft Power Automate、早業 DX など

講師：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 柏倉佑美
税理士法人あさひ会計 DX 推進チーム 渡部竜次



お申し込みHP

【山形】

7月14日(水) 14:00 ~ 15:30

8月18日(水) 14:00 ~ 15:30

【仙台】

7月16日(金) 14:00 ~ 15:30

8月20日(金) 14:00 ~ 15:30

※新型コロナウイルス対策として、参加者の十分な距離の確保のため、8名様限定とさせていただきます。

『相続個別相談会』

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

参加費：無料

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とご親族様に
限定させていただきます。



お申し込みHP

【山形】 1回目/10:00 ~、2回目/14:00 ~

6月16日(水)

7月15日(木)

8月20日(金)

いずれも1時間程度

山形相続サポートセンター
☎ 0120-652-144

【仙台】 1回目/10:00 ~、2回目/14:00 ~

6月16日(水)

7月15日(木)

8月20日(金)

いずれも1時間程度

宮城相続サポートセンター
☎ 0120-954-883

『実践型 5ヶ年経営計画書策定講座』

コロナ禍で会社経営に不安を感じている経営者の皆様へ、経営の道しるべ(経営計画)を作ってみませんか。目指す将来像(夢・ビジョン・資金繰り)についてじっくり考え、納得がいくまでシミュレーションしながら経営計画を作り上げていく実践型研修です。

参加費：お一人様 ¥88,000
追加1名につき ¥11,000

【仙台】7月7日(水) 9:30 ~ 18:00

一社限定!
早い者勝ち!!



お申し込みHP



セミナー棟 ホールへ続く階段

Beyond vol.06

2021年6月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>